

田中 塊一 瀬戸 近 李 岸  
曾 延 年 △デー、スワンカール、ラーチ

彫刻撰科(受験者九人)

關野金太郎 加藤 常一 鹽澤角之助

富永 光一 小野眞山 談 誼 孫

金工撰科(受験者二人)

本野 義盛

鑄造撰科(受験者三人)

荒岡 七次 時岡鐵次郎 南 治一

備考 ○印は清國人、△印は印度國人なり

## 関連事項

### ① 日本画科の授業法改正

342頁所載記事のとおり、日本画科では明治三十九年九月より実習授業の形式を改め、従来の学年制から教室制へ変更した。学年制、つまり学年ごとに担任が代わるという形式は各教官の作風や教育方法に違いがあるため、生徒の修学に混乱が起りかねない欠点があったので、三十九年に至り、ロンドン留学中であつた下村観山と日露戦争で入営していた結城素明が学校に戻り、人員が揃つたのを機として教室制、つまり教室を分けてそれぞれ担当教官を定め、一貫性のある指導ができる形式へと切り替えたのであった。これによつて日本画科は本館教室(寺崎広業、結城素明担任)と新館教室(下村観山、鶴田機水担任)とに分かれ、川端玉章と荒木寛畝は顧問格で両教室を監督することとなった。生徒に教室を選択させた結果、

本館教室六十余名、新館教室五十余名という、ほぼ均等の比率を得た。恐らく学校当局はこの教室制によって広業と観山に大いに指導性を發揮させ、教育成果をあげようと期待したのであるが、これより二年後には観山は早くも辞職してしまふ。この三十九年に、壊滅状態に陥っていた日本美術院は茨城県五浦に移り、そのため観山は五浦と美術学校を掛け持ちするかたちとなったが、結局彼も五浦に引き籠つて大観、春草らとともに画業に専念することになるのである。

なお、川路誠(柳虹)はこの当時の生徒であり、「画壇今昔記」(『現代美術』第一巻第五号、昭和九年八月)に日本画科在学中の思い出を綴っているが、教室制に触れた部分があるので次に転載しておく。

### 東京美術學校

京都から自分が上京したのは明治四十一年の三月だつた。繪をやめて文學へ轉向しようかと思ひ早稲田へ入るつもりでその試験の準備などもしたが、一方に美術をやる氣もあり、それには不合理な日本畫を捨て、洋畫に就くに若かずと考へてやはり美術學校の洋畫科の入學試験をうけることにした。

はじめて上野公園の美術學校の門を潛つた。黒い門があつて爪先上りに前庭を登つたところに白亜の二階建洋館が見える。これが今の記念陳列館の邊にあたるかと思ふが、古い人なら誰しも記憶にある有名な東京美術學校の建物だつた。今のやうに眞中に道が出来て美術部と工藝部と分れて二つになつたのは僕らが卒業す

大正二年で、あの火事で丸焼になつた校舎がその白亜の建築だつたのである。

今でも美術學校に居られる増井「兼吉」さんといふ書記が一々寫眞と見くらべて入學志願者を點檢した。試験はデッサンと體格試験だけで簡單なものだつた。デッサンの試験の教室は今の師範科のデッサン教室ではなかつたかと思ふ。入學志願者は洋畫科が今と同じく最高數でも應募者は二百名を超えてゐた。採るのは四十名。五分の四は落第と決つてゐる運命だつた。

デッサンの試験の時、野、虎、雄、君と同級の坪、井、玄、治、君（このお父さんは日本の西洋體操の元祖だといふこと）が自分と畫架を並べてゐた。石膏の寫生で僕らのはセネカの像であつたかと記憶する。故長、原、孝、太、郎、さんが試験委員で時々廻つてこられた。「繪をかくには靜かに落ちついて描かなくてはいけません」と中學校の先生のやうな口調で述べてゆかれた。にもかゝらず受験者の中にはこれで三回目などいふ常連がゐて、その先生たちは既に當時の美術學校風を眞似て盛んに教室でアバレてゐた長、原、先、生、に見つかつて「アバレると退場さしますよ」などいふ叱られてゐた。

さて木炭をとつてセネカを描きながらふつと隣の坪井君の作を見て驚いた。それは自分が今迄京都で習つたデッサンとはまるつきり違つた描き方で、要點要點をかく陰影づけあつさりと形をとり乍らそれぢやんと圓味も奥行もあるといふ描き方一つまり美術學校風、白馬會風のデッサンなのであつた。自分のを見る成形は正直にとれてゐるが調子が眞黒で、こまかな凹凸まで忠實に陰影をつけるので感じがいかにもぎこちなく、せゝこましく、

これではでんでんでモノにならぬと思つた。ついでに周圍を見ると可成りへんなものもあるが大方はこの坪井君風でどれを見てもうまい。そこでこりや落第に決つてると腹の中できめて終つた。

その日は終つて翌日が體格試験、これも難なく濟んだ。それから何日かして發表の日といふ前日に美術學校の印がおしてある幫筒が舞ひ込んだ。何だと思つてあけて見ると「御面談申上度儀有之明○日午前九時迄ニ本校教務係へ御出頭アリタシ」といふのである。別に悪いこともしてゐないから叱られるわけもないと思つたがまた試験をうけたばかりで賞められるわけもあるまいし、兎も角へんな氣がした。その日は東京として珍らしい大雪の日で四月といふに夜來の雪は降りついで電線が切れる、電柱が倒れるといふ騒ぎ、しかも櫻は満開でその花の上に雪が積るといふ奇觀を呈した天變的現象のあつた日で今でもよく憶へてゐる。

怖るおそれるその教務係へ出てみると、そこに前の教務主任で永く學校に居られた羽、田、禎、之、進さんといふ人がゐて自分を招き「君は洋畫を志望したが試験の結果點數は七十八點あつて落第點ではない。しかし今度は八十點以上とつてゐるものが豫定の入學人員だけあるから君は不幸落第であるが、君は京都の美術學校で日本畫を習ひ成績も良いといふ通知があるので考へた事だが實は日本畫科は入學志願者數が應募人員に足りぬ状態でまだ三名の缺員がある。もし君が希望するなら特別に考慮して入學を許可したい。と同時に彫刻の方も缺員があるから君が彫刻をやる氣ならその方へ廻つてもよいがどうだ」といふのである。藪から棒の話で面喰つたが實は自分は日本畫をやめたく思つて洋畫を志望したの

だし、又早稻田へ入る気もあるし—といふので内心この話をきいて迷つた。日本畫をやる氣はなかつたので御厚意に甘んじ彫刻でもやらうか、どつちにしろ豫科は一學期だからその時考へ直しても…と思つて「では彫刻科へでも入らせて頂きまするか」と言つたものだ。羽田教官は眼をパチクリさせて「君、將來の仕事を決めるのにでもといふやうな不決斷なことを言つてはこまるぢやないか」といふのであつた。

全くそれに違ひないが、かう突差にその將來の覺悟を決めろといはれよばでもといふより他ない。「では一日二日考へさして頂きます」と答へると「何しろこちらの厚意でいふことで君が不満なら無論勝手にどうともしてよいことだ。たゞ猶豫は出來ないから速答出來ねば打切るまでだ」といふ。何だかどうしても決めねばならぬといふ運命の前に立たされて自分は深く考へる暇もなく「では御厚意に甘へまして日本畫に轉らせて頂きます」と答へたものだ。このふとした答一つが僕の後の悪い運命をも出來させたんだから人間どこに何があるかわからない。

自分の事を永々とかいてすまないが、そんないきさつの下に自分は日本畫科の豫科へ編入させられた。日本畫科は三十人募集したのにかゝはらず二十七人しか應募者がなかつた。二百對二十七—これが當時の洋畫科志望者と日本畫科の夫れの對比である。今日では日本畫科も百餘名は應募者もあつて競争試験も中々激しいときがこの甚しい等差は中等教育に日本畫的教育のない事の結果であるのはいふ迄もない。と同時に洋畫の方が何か智識的に優越してゐるが如き感情を稚いものに與へてゐたといふことも否み

がたい。それらは今日明白に是正されねばならぬが、今日に於ても洋畫對日本畫の應募者數を見ても二十年來の事實がさまで換へられてゐないのに氣付く。と同時に僕たちの入學した時代がその等差の最も激しい時代だつたかと考へられるのである。

當時日本畫科は新館と本館といふ建物を別にした二部に分れてゐた。新館は即ち新派で美術院派の最後の殘壘でもあつた。即ち下村觀山先生が主任で下に學校卒業生の鶴田機水といふ先生がゐた。いづれも今日既に故人であるがこの鶴田先生は中々逸話のある人だ。本館はまた二つに分れ一部が川端玉章、荒木寛畝の二先生が主任、二部が寺崎廣業先生とその下に助教として結城素明先生が居た。人氣の點からはこの廣業先生のクラスが一番で四年から一年迄を通じて最も人が多くゐた。最も人氣のないのが川端先生のクラスといふので新館であつた。これが自分たちの豫科を終へて本科へ入る時になつて學制改革があつて第一教室、第二教室、第三教室といふ三つに分れ、寛畝さんがやめられてから第一教室は川端玉章翁が主任、助手に名古屋の工業學校から轉じてきた福井、亭氏が加はつた。第一教室は寺崎先生主任、結城先生助手といふに變りなかつたが第三教室といふのが少しくあとですつかり變つた。といふのは下村觀山先生は新館の主任なるにかゝはらず當時殆んど學校に出席せず、先生の顔を見るのは年に一度の卒業競技の時だけであるといふ現象だつたので、やめたのか、やめさせられたのか、ともかく觀山先生は正式に教授をよされた。これに代つたものが小堀輛音先生でその下に助手として松岡映丘さんが入られ第三教室が出來た。で前の新館の助手の鶴田さんは師範科

へ廻された。がこれは第三學期あたりと記憶する。それ迄新館なるものは全く空位であつた。この新館の一年生に當時廣島昇甫「新太郎」が居り、後に洋畫に轉じ亡くなつた二科會の鬼才小出檜重がゐた。川崎小虎「隆一」氏は第三教室時分にはむろん居たがその新館時代にもやはり居たやうに思ふ。東臺邦畫會の香川東華「敬事」氏など、亡くなつた増田牧山「久太郎」氏などみな新館組だつた。

新館の人々はごく少數であつたようだが、吾々は豫科の時この人達と同じ教室の一隅に入れられたので不知不識顔見知りにもなつたのかと思ふ。はじめて豫科で顔を合せた人の中にはつい兩三年前まで美校の助教授もしてゐた篠田拍邦「十一郎」君がゐた。それから組は違つたが永田春水「良亮」君が同じ級である。この二人とは卒業迄一緒だつたが豫科の時は永田君は本館の方の教室だつた。そつちでは繪の先生は助教授だつた結城素明さんが教へられてゐたが僕らの方では觀山先生の助手であつた前述の鶴田機水さんが擔當だつた。京都で習つたやうな日本畫の寫生が主で花の標本みたいなものをかくのが主だつた。臨畫などは未だやらなかつた。あとは體操と語學が二時間づゝあるといふだけでまるで遊んでゐるようなものだつた。

滑稽なのはその體操だつた。まだ豫科に入つたばかりのものは一學期間和服でもよいといふので大半は和服に袴をはいてゐた。それが駒下駄をはいたまゝで中には帽子もかぶらずやるのだからのんきなものだ。下駄のカ、トで廻れ右などやるんだから凡そ奇觀だ。體操の先生もさるもの、帽子もかぶらず背廣のまゝで「氣

を付け」などゝくる。美術學校とは實にのんきな學校だなどその時つくづく感じたことであつた。

鶴田機水先生は中々議論家で、東西繪畫の異同を論じたり寫實理想の別を辯じたりしてこちらが黙つてゐればいゝ氣になつて二時間でも三時間でもしやべつた。鶴田先生は家へ訪ねるといつも大きな凍り砂糖を菓子鉢に盛つて出してゐたさうだ。そして生徒がそれに手をつけないでゐると「諸君、大にやり給へ。僕たちも諸君の年頃には牛飲馬喰したものだ」と凍砂糖の塊を前に置いて言はれたさうだが凍砂糖の牛飲馬食は困るなあとよく噂してゐた。又僕の處へきて或る日「君西洋畫も日本畫も變りはしない。西洋畫なんて唯ハイカラがつて三脚や繪具箱をぶらさげてゆくのが嬉しいだけなのさ。かういふポンチ繪みたいな話があるよ。僕も友だちと一緒に繪具箱をもつて不忍池で寫生してゐたもんだが、遠景をかくのに、これではまだ近すぎる。もつと離れてと段々三脚を後へ下げてゆく途端にドボンと池の中へおつこちちやつたもんだ。……」だから「西洋畫なんてツマラス」といふんではいかに三段論法をひつくり返しても議論にならぬやうだが、この話をあとで當時よくつき合つた織田一磨に話したら彼腹をかへて笑つて「西洋畫をやるには池へ一度落ちこまねばならないのかね」と一時一つ話してゐた。その奇論家鶴田先生は繪はまことにお下手であつたがその熱意たるや顧みてまことに珍とすべきものがあつたようである。

豫科の一學期を終へる頃、どうもこの日本畫科が面白くない。といふのは意氣銷沈してるやうなクラスの空氣がつまらなかつた

のである。それでまたムラ氣を出して眞實に轉向する氣になり一年のばしても洋畫へ入るか、でなくば美術におさらばして早稻田へでもといふことに腹の中で決定してゐたが、幸いおやちが當時の女子美術學校の校長の磯野義男氏(今は故人)を知つてゐたので「それに意見をきけ」と云はれ出かけた。すると磯野氏は天神鬚をしごぎ乍ら洋畫の今現主義を説き、ぜひもう一度來年洋畫科の試験をうけると云はれ、それには黒田清輝先生の世話をしてをられる溜池研究所(今の葵橋研究所)へ通つてデッサンをもつとみつちり勉強することを教へられた。そして親切に黒田先生へ紹介状をかいて呉れた。何事も自分自身で判然と決定しにくい程美術そのものに暗かつた自分は磯野氏の言れるまゝに黒田先生を尋ねた。明治四十一年六月夏休の四五日前だつた。

## ② 文庫移転と文庫規則改正

文庫とは本校所蔵の図書、標本および生徒成績品を収蔵する所である。文庫の名称が本校の記録文献に登場するのは『東京美術學校一覽自明治二十五年至明治二十六年』が最初で、「敷地及建物」の項に「文庫二十七坪九合七勺六才、図書閲覧室十八坪」と記されている。上記一覽には明治三十二〜三十三年の分から敷地建物略図が添付されるようになるが、これを見ると文庫(面積は前と同じ)は煉瓦造り二階建てで、これに閲覧室(十五坪)と文庫掛室(三坪)が附設されており、これらの建物は本館(明治四十四年焼失)の裏手にあり、長い廊下で本館と繋がっていた。閲覧室はその後拡張され、明治三十八〜三十九年頃は一三十四坪となっている。

この文庫および閲覧室は「東京美術學校近事」(22頁)に記されているように、明治三十九年七月に旧帝國図書館の建物煉瓦造り三階建と同二階建に移転した。かくて、面積が大幅に拡大されたところで管理体制が整備され、明治三十二年九月創定の文庫規則(22頁)は次のように改正された。

東京美術學校文庫規則 明治三十九年十一月改正

第一條 東京美術學校文庫ハ本校所有ノ圖書標本及生徒成績品を收藏スル所トス

第二條 收藏品ヲ分テ左ノ五種トス

第一種 通常圖書

第二種 貴重圖書

第三種 通常標本

第四種 貴重標本

第五種 生徒成績品

第三條 本校ノ職員、卒業生、生徒ハ文庫所蔵品ヲ閲覧スルコトヲ得

篤志ノ研究者ニシテ許可ヲ得タルモノモ亦同ジ

閲覧者ハ閲覧ノ場所及手續ニ就キテハ凡テ文庫掛員ノ指示ニ從

フベシ

第四條 第二種及第四種ノ貴重品ハ閲覧ヲ許サザルコトアルベシ

第五條 文庫掛員ノ外文庫内ニ入り所蔵品ヲ檢索シ又ハ出納スル

ヲ許サス

第六條 文庫所蔵品ヲ閲覧セントスルモノハ豫メ閲覧票ノ交付ヲ

受クベシ